

「南砺市看護学生修学資金貸与条例の全部改正(案)」に対して、市民から提出されたご意見と市の回答について

令和4年2月14日

地域包括医療ケア部 医療課

令和4年2月2日（水）から令和4年2月11日（金）にかけて実施した「南砺市看護学生修学資金貸与条例の全部改正(案)」に対するパブリックコメントについて、貴重なご意見をありがとうございました。

当該意見の内容と市からの回答について、次のとおり公表いたします。

## 市の考え方（回答及び対応）

令和4年2月2日（水）から令和4年2月11日（金）まで実施した「南砺市看護学生修学資金貸与条例の全部改正（案）」についてのパブリックコメントにおいて、期間中に1件のご意見をいただきました。

ご意見の内容と市の回答及び対応は次のとおりです。

受付番号	ご意見の内容	市の回答及び対応
1	将来南砺市に産科を設立することを念頭に、助産師の養成施設に在学する者も修学資金貸与条例の対象から外さないでほしい。	<p>現在、本市では以下の点を踏まえ、市立病院に新たに産科を新設する計画はございません。また、このことを踏まえ、市立病院において助産師業務を前提とした職員採用募集も行っており、こうした状況の中で、助産師を本市の修学資金の貸与対象とすることは適切ではないと判断し、今回の改正において対象から除外したものです。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 市内における新生児が減少傾向にあること</li><li>② 晩婚化の影響に伴うハイリスク妊娠が増加傾向にあること</li><li>③ 労働力人口の減少、働き方改革の推進等により医師確保が今後さらに厳しさを増すこと</li><li>④ 質の高い周産期医療を持続的に提供していくためには、砺波医療圏内で医療資源を集約させる必要があり、同医療圏内において新たな分娩施設を設置することや増床の計画等を行うことは非常に困難な状況にあること</li></ul>